

委員長	事務局長	課長	主務係長 : 関係係長	書記
令和5年 第7回委員会会議録				
1	開催年月日 令和5年3月30日(木)			
2	開閉会時刻 開会:午前10時30分 閉会:午前11時17分			
3	場 所 福岡市選挙管理委員室			
4	出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理者、江藤委員、石井委員			
5	事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長			
6	傍聴者 なし			
7	議 題			
	(1) 議案			
	議案第19号 直接請求に必要な選挙人の数について			
	議案第20号 福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について			
	議案第21号 福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所の変更について			
	(2) 報告事項			
	① 選挙人名簿登録者数について			
	② 在外選挙人名簿登録者数について			
	③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について			
	④ 市長と市選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について			
	(3) その他			
	次回以降の委員会の開催予定日時			
	・令和5年4月11日(火)午前11時00分			
	・令和5年4月20日(木)午前10時30分			
	・令和5年5月8日(月)午前10時30分			

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）
（1）議案
議案第19号から21号について、事務局から説明を行い、審議の結果、出席委員の全会一致で可決された。
（2）報告事項
報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。
（3）その他
・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。
【質疑等】
○ 報告事項4について、これまで条例で定められていた内容が法律に改められ、格上げされたという認識でよいか。
▲ これまで地方公共団体ごとに条例で定めていたものが、根拠法令が法律に一元化されたものである。これにより、一定の漏えい等事故が発生した際の、国への報告や本人への通知の義務付けなど、個人情報取り扱いに関するルールが統一されることとなった。
○ 朝日新聞にて、「投票難民」このままでよいのかという投書があった。投書をされた方はベッドで寝たきりであるものの、郵便投票の要件を満たしていないため投票ができないといった内容であった。これまで委員会の中でも意見を出していたが、郵便投票の要件緩和について、要介護者や障がい者の生活実態に応じた見直しが必要であり、国に対して引き続き要望していく必要がある。